

○公益通報の処理等に関する規程

平成19年8月1日

改正 平成20年4月1日

令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき学校法人聖マリアンナ医科大学（以下「本学」という。）における公益通報の処理、公益通報者の保護等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公益通報」とは、本学及び本学の業務に従事する教職員等により法令違反行為の事実が生じ、又は生じようとしていることを、この規程に基づき通報することをいう。
- (2) 「相談」とは、公益通報に関する相談をいう。
- (3) 「通報者」とは、公益通報した者をいう。
- (4) 「教職員等」とは、役員、教職員及び派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者をいう。

(統括責任者)

第3条 本学の公益通報に係る業務を統括するため、公益通報処理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、総務担当理事をもって充てる。

(公益通報対応業務従事者)

第4条 本学に公益通報対応業務従事者（以下「対応従事者」という。）を置く。

2 対応従事者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務担当執行役員
- (2) 総務部長
- (3) 総務部総務課長

(通報窓口)

第5条 本学における公益通報及び相談の窓口（以下「通報窓口」という。）は、前条の対応従事者とする。

2 対応従事者は、公益通報に関する事務を処理し、次条に規定する公益通報処理委員会の庶務を担当する。

(公益通報処理委員会)

第6条 本学に、公益通報に関する調査及び再発防止策等を検討するため、公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 病院担当理事
- (3) 学務担当理事
- (4) 総務担当執行役員
- (5) 病院事務統括担当執行役員
- (6) 看護統括担当執行役員
- (7) その他理事長が指名する者

3 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 第2項第7号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

7 委員会は、調査する内容によつて、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置し、調査させることができる。

（公益通報及び相談の方法）

第7条 公益通報及び相談の方法は、電話、電子メール、ファクス、書面又は面会によるものとし、対応従事者宛とする。

2 教職員等は、退職後、派遣終了後又は本学において業務に従事する根拠となる契約終了後1年以内は、公益通報及び相談することができる。

（通報の受付等）

第8条 対応従事者は、公益通報を受けたときは、公益通報処理簿を作成し、統括責任者を経て、速やかに理事長に報告するものとする。

2 対応従事者以外の教職員等が公益通報を受けたときは、当該公益通報者に対し対応従事者に通報するよう助言しなければならない。

（通報の受理等）

第9条 理事長は、前条第1項に規定する公益通報に関する報告を受けたときは、受理又は不受理を決定し、その結果を当該公益通報者に通知するものとする。

2 理事長は、公益通報を受理した場合には、委員会に調査を付託するものとする。

（調査）

第10条 委員会は、当該公益通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。

2 調査は、立ち入り及び関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査に必要な行為を求めることにより可及的速やかに実施する。

3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に配慮し、事実に基づき公平不偏に実施しなければならない。

4 委員長は、調査の結果を理事長に報告するものとする。

(調査への協力義務)

第11条 関係部署及び調査対象者は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、委員会に協力しなければならない。

(是正措置等)

第12条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は速やかに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部門の長に対し是正措置等を講じるよう指示するものとする。又、必要に応じて関係行政機関に報告するものとする。

2 理事長は、前項の是正措置等を講じるに当たり、必要に応じて委員会に意見を求めることができる。

3 部門の長は、第1項の規定により指示された是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容及び是正結果について、速やかに理事長に報告するものとする。

4 調査の結果、法令違反が明らかになった場合は、理事長は当該行為に関与した者に対し、教職員勤務規則に従って処分を課すことができる。

(調査結果等の通知)

第13条 理事長は、調査結果及び是正措置等について、遅滞なく当該公益通報者に通知するものとする。

2 前項の通知を行うときは、被通報者（法令違反等を行つた、行つている又は行おうとしていると通報された者）及び当該調査に協力した者の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(個人情報保護)

第14条 本学及び公益通報の業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通報者の保護)

第15条 本学及び教職員等は、通報者が公益通報又は相談したことを理由として、通報者

に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が専ら不利益取扱いを免れる目的で公益通報制度を利用する場合にはこの限りではない。

2 本学は、通報者が公益通報又は相談したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することがないように適切な措置を講じるものとする。

3 理事長は、通報者に対して不利益な取扱いを行つた者がいた場合は、教職員勤務規則に従つて処分を課することができる。

(不正目的による通報)

第16条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の規定に違反する通報者に対して教職員勤務規則に従つて処分を課することができる。

(公益通報に該当しない通報の処理)

第17条 教職員等以外の者からの通報については、公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(周知等)

第18条 本学は、教職員等に対し、この規程による公益通報制度並びに法令遵守の重要性について、ホームページなどに広報し、周知するものとする。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理等に関し必要な事項は、常任役員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。